



# 埼玉県報

第368号  
令和4年(2022年)  
12月2日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用機器等貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 令和4年度第3回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百七十六号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス日高旭ヶ丘店

埼玉県日高市大字旭ヶ丘字竹の台七百二十七番一外

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年七月二十三日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百四平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十一月二十二日

二 縦覧期間

令和四年十二月二日から令和五年四月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二日から令和五年四月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百七十八号

坂戸市から坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用  
機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年3月20日（月）から令和10年3月19日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 加藤 電話048-830-7555（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年1月6日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年1月5日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年1月6日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和5年1月6日（金）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金



入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年12月21日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年12月13日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 4 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. January 6, 2023, By mail; 5:00 p.m. January 5, 2023, In person; 10:30 a.m. January 6, 2023.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-7555.

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市東五丁目三九四六番二地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十二月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

埼玉県公安委員会告示第189号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和4年12月2日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

ア 論文審査

令和5年1月7日（土）

イ 技能審査

令和5年1月21日（土）及び1月24日（火）から1月27日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和5年1月31日（火）から2月3日（金）までのうち指定する日

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

令和4年12月2日（金）から12月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日  
午前8時30分から午後5時15分までの間

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

## 5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年十二月二日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

## 埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

蓮田市 藤岡 武

#### 2 請求書の受付

本件請求の受付（受理）日は、令和4年10月6日である。

#### 3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

##### （1）請求の対象者

管財課長

みどり自然課長

##### （2）請求の要旨

ア 現みどり自然課長及び下記期間中にみどり自然課長の職にあった者は、平成30年4月1日から令和4年5月23日までの期間で、自らの違法行為（貸与してはならない県庁外来駐車場の駐車整理券に使用する駐車確認印、時間超過承認印、みどり自然課名印（以下「当該駐車確認印等」という。）を公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下「協会」という。）に貸与し、借り受けた協会は、当該駐車確認印等を用い、県に用務がない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。県の行政財産を継続的に使用させるには、行政財産の使用許可により他者に使用させる代わりに使用料を徴収するものであるが、みどり自然課長は、正規の手続きを経ず、上記違法な方法により実質行政財産の使用許可と同等以上の使用する権利を与えた。その結果、本来ならば、協会から使用料を徴収できたのに、まったく使用料を徴収していなかった。このように、協会から使用料の徴収を怠り、県に損害を与えた。このため、県が得られたであろう使用料を上記記載の者は、賠償すること。

イ 県（管財課長）は、長期間、長時間にわたって県駐車場を利用する車両をチェックしないなど財産の管理を怠っていた。このため、協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用務がないにもかかわらず、平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県庁駐車場（仲町）を継続的に私的利用し、違法に駐車場利用料金相当額の利益を得ていた。その結果、県は、本来得られるはずの駐車場利用料金相当額を得られなかった。

このため、県（管財課長）は、協会A事務職員に対し、県庁駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべきである。あるいは、不法行為を見逃してきた雇用主である協会や当該駐車確認印等を違法に使用させたみどり自然課長の職にある者（あった者）がその損害を県に賠償すべき。

ウ 県（みどり自然課長）は、協会からの緑のトラスト保全地管理及び緑のトラスト基金、募金・広報活動業務委託の実績報告書（平成30年度から令和3年度分）の中に協会事務職員B及びAの通勤手当の不正受給により水増しされた金額及びA事務職員



が立替払いにより備品を購入する際に取得したポイント分も入っているのを承知でこれら報告書を受理した。このことにより県は、支払わなくてもよい委託料を過大に協会に支払った。県（みどり自然課長）は、協会から不正に支給した交通費分の委託費を返還させること。

エ 県（みどり自然課）は、協会に対し、上記ア～ウまでの不正行為を改めかつ県への損害を補填するなど公益財団としてふさわしい行動（不正行為を理事会、評議員会に報告、了承を得た上で事実の公表とガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る。）をとるまで、今年度の協会に対する委託費及び補助金の支給などの財政的支援を停止すべきである。

### （3）請求する措置の内容

- ア みどり自然課長は、県が得られたであろう使用料を賠償すること。
- イ 管財課長は、県庁外来駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべき。
- ウ みどり自然課長は、協会に委託料の返還を求めること。
- エ みどり自然課長は、協会が公益財団法人として相応しい行動をとるまで、今年度の協会に対する委託料及び補助金の支給を停止すべき。

#### 事実証明書（10月6日請求書添付分）

- 1 「知事への提案」調査報告メモ（写し）
- 2 トラスト協会に関して●●●への電話連絡結果（写し）
- 3 会議・照会等報告書（写し）
- 4 写真（写し）
- 5 通信記録（写し）
- 6 写真（写し）
- 7 RE:入会の手続きについて
- 8 みどり自然課による駐車確認印の不正貸与等に係る協会及び協会事務職員の不正行為に関する経緯

#### 事実証明書（10月21日追加提出分）

- 1 契約書（写し）
- 2 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付決定通知書（写し）
- 3 起案理由（写し）

#### 事実証明書（10月28日追加提出分）

- 1 公文書不開示決定通知書（写し）

#### 事実証明書（10月31日追加提出分）

- 1 「駐車印及び時間超過承認印の取扱いについて（通知）」（写し）

## 第2 請求の要件審査

令和4年10月12日に監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているもの

と認めた。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

要旨ア、要旨イ、要旨ウ及び要旨エが、違法又は不当な財務会計行為に当たるか否かを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

管財課

みどり自然課

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月7日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人からの陳述があった。

また、同日、管財課及びみどり自然課の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

##### (1) 請求人の陳述の要旨

要旨アは、一番大きな問題で、県行政はすべての県民に対して公平、公正、平等でなければならないという原則が住民の知らないところで破られ、ゆがめられたこと。ルールや常識を無視して自分たちのやりたいようにやったらどうなるのかというのが今回の不正事案の一番の問題点である。

みどり自然課が所有している当該駐車管理印等を駐車整理券に押すと、県庁外来駐車場が使える。これを違法に県の出資団体である協会に貸与し、長年にわたり、協会がこれを用いて長時間・複数回、多くの台数の車を停めていた。公平公正の観点からいうと、特定の公益財団法人に特別な権利を与えたのと同じことになる。

県駐車場は行政財産であるため、本来なら行政財産使用許可をして、協会から使用料をとることが適法なやり方である。減免という制度があるが、これは考えられない。それを、違法に当該駐車管理印等を貸すことによって、無料で駐車場を使わせていた。

県民が行列を作っているときに、協会の職員の車が停まっているのは不公平である。県の駐車場は、県に用事がないと使えないのに、自分の仕事あるいは通勤に使うというのは、明らかに詐欺というか、目的と違って使っているわけだから、ある意味、構造物侵入罪というか、他人の敷地に勝手に入ってきているのと一緒。みどり自然課長はそれをほう助している。

今のみどり自然課長は違法な行為をして使用料の徴収を怠り、県に損害を与えていることは明らかであるため、得られたであろう使用料をみどり自然課長が賠償する必要がある。

要旨イは、管財課長が駐車場の管理を十分にやっていなかった。通常の管理をしていれば、長期にわたって違法駐車をしているのはわかるはず。というのは、提出資料の駐車場管理業務特記仕様書では、受注者が定期的に違法駐車の有無を調べ、違法駐車があれば

ば書類により報告させるということになっている。どういうケースが違法駐車にあたるのか、受託者と十分に意思疎通するべきであり、同じ人物が長期にわたって使用していれば、たとえ駐車票に押印があっても報告させるべきだ。

受託者はトラブルを一番恐れるため、形式が整っていて、印が押されていけば、黙って受け取り、駐車を認めざるを得ない。管財課長は、駐車場の管理を受託者に委託しっぱなしにしたが、結果責任はある。きちんと結果責任を負ってもらわないと、県民としては困ってしまう。

写真をとったが、協会の職員の車以外にも同じように停めている車が3台ある。見れば誰でもわかる。それを管財課で調査してもらって報告を受けたが、こういったことをちゃんと世間に公表したほうがいい。通常の管理をしていけばわかる問題なのに、わからないのはどういうことなのか。

協会の職員が不法に使った不当利得は、まさに民間駐車場の経営圧迫で、これは相当な金額になるはず。

要旨ウは、職員の2名が通勤手当を不正受給して水増しされた金額を受け取っていた。さらにホームセンターで備品購入時に、ポイントがつくが、それを協会に入れず、領収書もポイント部分を切っている。委託料が過大になっている。

要旨エは、協会は不正行為をやっている。県に入る使用料という歳入を払わず、歳出の委託料や補助金をもらうのは県民としては疑問。委託契約書において、不正行為があった場合は契約解除や支払いしなくても良いという条文がある。委託契約書の22条第2号「この契約の締結及び履行に当たっては、不正行為をした場合は直ちに契約を解除できる」、県の収入や税収、駐車場使用料を免れている行為は不正行為そのものであり、その団体に税金である委託金を支払うことは適正ではない。

## (2) 管財課の陳述の要旨

本請求の管財課に関する部分が、住民監査請求の対象になるかということについて述べる。

平成2年4月12日の最高裁判所第1小法廷判決によれば、住民監査請求の対象となるのは、財産的価値の維持・保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られる。本請求では、駐車場の利用時間内に外形上は通常の駐車をしているにすぎず、不法に占拠しているような状態では全くないことから、県駐車場の財産的価値が現に損なわれているというような財務的処理を直接の目的とする財産管理行為の不作为には該当しないため、そもそも住民監査請求の対象ではないと考えている。

また、管理を怠る事実の有無という観点から県庁駐車場の管理についても述べる。

県庁駐車場では警備員を配置し、利用時間外の施錠、県庁各課の駐車印を駐車券に押印させる方法により県庁利用者であるか否かの確認をするなど、県庁外来駐車場として適切な管理を行っている。実態としても県庁外来駐車場が満車になり駐車ができず、来庁者が困っているということはなく、管理を怠っているという事実はない。

さらに追加し、一部、請求人の主張に関する事実関係について補足する。

「協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用事がないにもかかわらず平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県庁駐車場(仲町)

を継続的に私的利用し」との主張についてである。

県庁駐車場の管理は、駐車整理券を用いて行っている。駐車整理券には県庁外来駐車場を利用する個々の車両ナンバーや駐車目的の記載はない。過去の利用日や利用時間、利用目的も事実として確認できない。

続いて、「県は、本来得られるはずの駐車場利用相当額を得られなかった。このため県（管財課）は協会A事務職員に対し、県庁外来駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべきである。」という主張についてである。

県庁外来駐車場は無料駐車場であり、県が本来得られるはずの駐車場利用相当額というものはそもそも存在しない。

また、当該駐車場は外来駐車場としての利用を目的としたいわゆる行政財産であり、仮に、通勤目的での許可申請があったとしても、それを許可するということはあり得ず、使用料の徴収をするということも考えられない。

加えて、当該事務職員が平成30年4月から令和4年5月16日まで県庁外来駐車場を継続的に私的利用していたという事実は確認できない。

続いて、「借り受けた協会は、当該駐車確認印を用い、県に用務のない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。」との主張についてである。

通勤が目的外使用というのはそのとおりであるが、県関係公社に対し一切利用を認めていないということはなく、認めているケースもある。一つは、県関係公社等が行う業務が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のため、県庁外来駐車場の利用が必要と主務課が認める場合である。

二つ目は、庁舎内に事務所の使用を認められた団体等が事業の円滑な実施のために県庁外来駐車場を利用する場合というケースを想定している。

### (3) みどり自然課の陳述の要旨

請求の要旨に対する意見のうち、「現みどり自然課長及び下記期間中みどり自然課長の職にあった者は、平成30年4月1日から令和4年5月23日までの期間で、自らの違法行為（貸与してはならない県庁外来駐車場の駐車整理券に使用する当該駐車確認印等を協会に貸与し、借り受けた協会は、当該駐車確認印等を用い、県に用務がない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。」との主張についてである。

このうち、当該駐車確認印等の貸与についてであるが、請求人の主張において県職員が行った行為は、当該駐車確認印等の貸与のみである。しかし、駐車印はあくまで駐車場の利用を証明する道具であり、その貸与によって、直ちに県の財産が減る等の損害は生じていない。当該駐車確認印等の貸与は、財産的価値の維持・保全などを直接の目的とするものではないため、財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象とならない。

なお、当該駐車確認印等については協会に置かれていたという事実は確認できたが、協会に置かれるに至った経緯は不明である。よって、請求人が主張するように貸与した

かどうか不明である。

次に、役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者の県庁駐車場の利用についてである。

当該駐車確認印等を利用していたのは協会の役員等であるため、住民監査請求の対象とならない。

次に、A事務職員の県駐車場の利用についてである。

協会A職員の県庁外来駐車場の利用についても住民監査請求の対象にはならない。

次に、「みどり自然課長は、正規の手続きを経ず、上記違法な方法により実質行政財産の使用許可と同等以上の使用する権利を与えた。」という主張についてである。

先ほど、当該駐車確認印等の貸与について述べたとおり、駐車印等の貸与は財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象にならないと考える。

また、当該駐車確認印等については協会に置かれていた事実は確認したが、置かれた経緯は不明。なお、駐車印等については、あくまで用務先や時間超過について証明するための確認印にすぎず、仮に当該駐車確認印等を貸与し、協会職員が当該駐車印等を押せる状態にあった場合でも、そのことをもって行政財産を使用できる権利を与えたものとはならないと考える。

次に「本来ならば、協会から使用料を徴収できたのに、まったく使用料を徴収していなかった。このように協会から使用料の徴収を怠り、県に損害を与えた。このため、県が得られたであろう使用料を上記記載の者は、賠償すること。」との主張についてである。

協会役職員の利用は、県庁外来駐車場の財産的な価値を減少させるものではなく、県に財産上の損害は生じていない。また、県庁外来駐車場は無料駐車場であり利用料を徴収する旨の利用規程もないため、請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用事がないにもかかわらず、平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県駐車場（仲町）を継続的に私的利用し、違法に駐車場利用料金相当額の利益を得ていた。その結果、県は、本来得られるはずの駐車場料金相当額を得られなかった。」との主張についてである。

管財課の意見のとおり、県庁外来駐車場は無料駐車場であり、本来得られるはずの駐車場利用相当額は存在しないため、請求人の主張は当たらないと考える。

なお、A事務職員に自家用車での県庁外来駐車場の利用について確認したところ、「自家用車を駐車するために駐車場を利用したことはあるが、トラスト保全地の保全活動に要する機材や、イベント・セミナー等で使用する備品を搬入するために業務の必要から利用するケースがほとんどであった。」とのことであり、継続的に私的利用との請求人の主張は当たらないと考える。

また、県関係公社等が行う事業が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のため県庁外来駐車場の利用が必要と主務課が認める場合は、県庁外来駐車場の使用が認められることになっているが、トラスト保全地の保全活動等は、本県が協会に委託している事業で県行政に資するものとする。

A事務職員が、業務の必要から自家用車を県庁外来駐車場に駐車しても問題はないものとする。

次に、「不法行為を見逃してきた雇用主である協会や当該駐車確認印等を違法に使用さ

せていたみどり自然課長の職にある者（あった者）がその損害を県に賠償すべき。」との主張についてである。

先ほど、当該駐車確認印等の貸与について述べたとおり、請求人が主張する当該駐車確認印等の貸与は、財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象とならないと考える。

また、繰り返しになるが、当該駐車確認印等については協会に置かれていたことは確認できたが、協会におかれるに至った経緯については不明であることから請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「県（みどり自然課長）は、協会から緑のトラスト保全地管理及び緑のトラスト基金、募金・広報活動業務委託の実績報告書（平成30年度から令和3年度分）の中に協会事務職員B及びAの通勤手当の不正受給により水増しされた金額及びA事務職員が立替払いにより備品を購入する際に取得したポイント分も入っていることを承知でこれら報告書を受理した。このことにより県は支払わなくてもよい委託料を過大に支払った。」との主張についてである。

このうち、B及びAの通勤手当の不正受給については、後程述べるが、協会の不正支出の事実はなく、請求人の主張は当たらないものとする。

次に、立替払いにより備品を取得した際のポイントであるが、備品取得時のポイントについては、その取扱いは協会に委ねられており、協会内部の処理である。委託費の精算に当たって考慮するものではなく、財務会計上の行為に該当しないため、住民監査請求の対象とはならないと考える。

次に、委託料の過大な支払についてであるが、通勤手当の不正受給や備品を購入する際に取得したポイントについては今述べたとおりであり、県が支払わなくてもよい委託料を過大に協会に支払ったという請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「損害を補填するなど公益財団としてふさわしい行動（不正行為を理事会、評議員会に報告、了承を経た上で事実の公表とガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る。）をとるまで、今年度の協会に対する委託費及び補助金の支給などの財政的支援を停止すべきである。」との主張についてである。

要旨アからウで請求人が主張する内容について、協会が県に損害を与えているとは認められず、「協会に対する委託費及び補助金の支給等、財産的支援を停止すべきである。」との請求人の主張は当たらないものとする。

なお、委託費及び補助金の支給停止については、必要であれば事後的に是正できるため、現段階で行う必要はないと考える。

続いて、詳細について何点か補足する。

協会職員に確認したところ、A職員については令和4年4月から交通用具（車）の使用による通勤手当が支給されており、5月6日金曜日、5月10日火曜日、5月13日金曜日、5月16日月曜日などはトラスト保全地の現場で使用する資材等の運搬のために自家用車を利用し、県庁駐車場を利用したものであった。

また、C事務職員に確認したところ、請求人が事実証明書とした通信記録の写しについては「A事務職員が毎日車で来ていることを明言したのではなく、現場に行かなければならない際に車が使えないと困るのではないか」という意味で言った。A事務職員と

は勤務日や業務内容が異なるため、詳しいことはわからない。」とのことであり、請求人の主張は事実ではない。

次に、B事務職員は臨時職員であり、協会臨時職員の通勤手当は、勤務条件通知書に通勤手当相当の給与として定められている。運用として、県の給与条例等を踏まえた支給をされており、日によって通勤の方法が異なっている場合、その者が通勤するために利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤方法とみなして取り扱うものとされている。

当該職員から通勤状況について確認を行ったところ、「天候による交通機関の乱れが見込まれる際や体調不良の時等に、配偶者の車に同乗したことがあり、2～3年前から、月1～2回の頻度、コロナ感染者が多かった時期はコロナ感染が怖いということから月3～4回のときがあったかもしれない。」とのことであった。

請求人の主張する「概ね半分以上は電車通っていたと証言している。」との事実はない。このことから、常例とする通勤方法とは異なる通勤方法で通勤した事実があったものの、その頻度から通勤方法の変更があったとまでは言えず、協会が当該職員に対して通勤手当を不正に支給したのではないと考える。

次に、A事務職員は令和4年3月31日まで非常勤職員、令和4年度以降は臨時職員である。非常勤職員の通勤手当については、「公益財団法人さいたま緑のトラスト協会職員の給与等に関する規程」に定められており、臨時職員の通勤手当については、先ほど述べたとおりである。

いずれも運用上、日によって通勤方法が異なる場合、その者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤方法とみなして取り扱うこととされている。

当該職員の通勤状況について確認したところ、「業務上の必要から、自家用車を利用し、トラスト保全地の保全活動に要する機材や、イベント・セミナー等で使用する備品を搬入していたものであり、通勤回数のうち自家用車を使用しているのは2～3割程度である。」とのことであった。常例とする通勤方法である公共交通機関とは異なる通勤方法で通勤していた事実があったものの、その頻度から、通勤方法の変更があったとまでは言えず、協会が当該職員に対して通勤手当を不正に支給したのではないと考える。

#### 4 実地監査

管財課から、県庁外来駐車場の管理状況、駐車確認印等の取扱い及び行政財産の使用許可に関する説明を受け、実際の事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

みどり自然課から、当該駐車確認印等の貸与の有無や返却に至るまでの経緯、協会職員の勤務実態に関する調査結果及び協会との業務委託契約に関する説明並びに協会職員の出勤簿等服務に関する記録及び協会の総勘定元帳等財務書類の提供を受け、事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

#### 第4 監査の結果

本件請求のうち要旨アについては法第242条第1項の要件を具備しないので、却下する。本件請求のうち要旨イ、要旨ウ及び要旨エについては理由がないものと判断し、棄却

する。

以下、事実関係、監査対象事項等に対する判断について述べる。

## 1 要旨アについて

### (1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

#### ア 当該駐車確認印等について

当該駐車確認印等については、いつからどのような事情によるものかは不明だが、令和4年5月23日にみどり自然課に返却されるまで、遅くとも平成30年度には、協会に置かれ、職員が自由に押印できる状態にあったと思われる。

#### イ 協会関係者による県庁外来駐車場利用について

協会関係者が協会を訪ねる際や、協会職員が業務及び通勤のために、県庁外来駐車場を利用したことは、その回数や頻度は不明だが、相当の回数あったと思われる。

### (2) 監査対象事項に対する判断

#### ア 財務会計上の怠る事実について

請求人は、行政財産の使用許可により得られたであろう使用料の徴収を怠り、県に損害を与えたと主張するが、平成2年4月12日の最高裁判所第一小法廷判決によれば、住民監査請求の対象となるのは財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られる。

仮に、県庁外来駐車場の不正利用があったとしても、駐車場の利用時間内に駐車しているにすぎず、例えば土地の不法占拠や構造物のき損などの財産的価値を損なう行為とは異なるため損害が発生しない。

したがって、財務会計上の怠る事実に当たらないため、本件請求のうち要旨アについては法第242条第1項の要件を具備しないので、却下する。

## 2 要旨イについて

### (1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

#### ア 県庁外来駐車場の利用について

県庁外来駐車場は、県庁利用者に限って、県庁の開庁時間（土曜日・日曜日・休日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）の利用が認められる。利用料金は徴しない。

ただし、県関係公社等が行う事業が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のために必要と主務課が認める場合などは、県庁外来駐車場の利用（無料）を認めている。この場合も利用料金は徴しない。

#### イ 県庁外来駐車場の管理について

業務委託により、警備員を配置して、入出庫の整理・誘導を行っている。県庁利用の有無は、利用目的の課が駐車券に駐車確認印と課名印を押印したことを、出庫の際、警



備員が確認している。

利用時間外は、A駐車場（県庁舎から道路を挟んで南東側）を除き施錠する。A駐車場は、行政財産の貸付けにより、県庁の開庁時間以外は、民間事業者が有料駐車場として使用している。

## （２）監査対象事項に対する判断

### ア 県庁外来駐車場の管理について

請求人は、県が、県庁外来駐車場を利用する車両のチェックを怠ったために、本来得られるはずの駐車場料金相当額を得られなかったと主張する。

まず、車両のチェックについては、利用目的の課による駐車券への押印と警備員による駐車券の押印チェックにより、県庁利用者であることを確認しており、県が外来駐車場の管理を怠ったとは認められない。

次に、駐車場料金相当額については、県庁外来駐車場は無料であり、本来得られるはずの駐車場料金相当額は存在しない。

### イ 不当利得の返還請求について

次に、不法利用に伴う不当利得の返還請求については、仮に、県庁外来駐車場の不正利用により、時間貸有料駐車場の利用料金相当額を不当に得た者があったとしても、本来、無料利用を認めている県に損害が生じることはない。

すなわち、協会職員が不当利得を得たとしても、県に損害が生じていないため、返還請求を行うことはできない。したがって、要旨イについては理由がない。

## 3 要旨ウについて

### （１）事実関係

ア 緑のトラスト保全地保全管理及び緑のトラスト基金募金・広報活動業務委託契約（以下「当該委託契約」という。）は、令和3年4月1日に県と協会との間において委託金額25,570,600円で締結された。契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。業務委託実績報告書（以下「当該実績報告書」という。）が令和4年3月31日付で協会から提出された。当該実績報告書には、月別の活動内容（ボランティア参加人数等を含む。）や募金実績が記載され、業務経費決算書が添付されている。

イ 当該委託契約の完了検査は、協会事務局事務室において、検査員により、契約書、仕様書、業務実績報告書及び業務経費決算書を用いて行われ合格とされた。それを受け、みどり自然課長は、当初の委託金額と同額で委託金額を確定した。

ウ 業務経費決算書には、「人件費・福利厚生費その他」の項目があり、非常勤職員報酬、臨時職員賃金及び福利厚生費が記載されている。監査においては、協会に保管されている通勤の届出、出勤簿及び旅行命令を確認したところ、以下の事実を認めた。

（ア）協会の職員の通勤手当は、「職員の費用弁償計算書」に基づき、協会から支給されている。

（イ）協会は自動車を保有していないため、緑のトラスト保全地保全管理のための用務で自動車を使用する場合は、職員の自家用車を用いている。その際には、資材運搬のため、職員の自家用車を県庁外来駐車場に駐車することがある。

（ウ）令和3年度に、A事務職員が業務のため自家用車を用いた日数の出勤日に対する

割合は、約3割である。

エ 業務経費決算書には、「消耗品費」の項目があり、資機材や事務用品に係る費用が記載されている。監査においては、総勘定元帳、伝票及び証憑類を確認したところ、以下の事実を認めた。

(ア) 各保全地のボランティアスタッフ等が立て替えて購入した物品（鎌、鋸、チェーンソー、刈払機など）については、後日まとめて当該立替者に対し支払いを行っている。

(イ) コピー用紙などの消耗品や一部の物品は協会本部で購入しており、請求書による口座振替払い又は職員が立替払いして購入したものについて後日まとめて支払っている。

## (2) 監査対象事項に対する判断

ア 当該実績報告書は、当該委託契約の完了検査時に内容を確認されており、委託料の支払い手続は適切になされている。

イ 協会職員の通勤手当は、常例の通勤方法で届けられており、その経路は合理的なものと認められる。

請求人は、A事務職員及びB事務職員はほとんど自動車通勤をしていると主張するが、協会が保管している通勤の届出、出勤簿及び旅行命令並びに当該職員による証言からは、請求人の主張を裏付ける事実は確認できなかった。このため、常例の通勤方法を変更する必要があったとまではいえない。

ウ ポイントの法的性格は、消費者の意思表示（特典の請求等）が停止条件となる停止条件付き贈与であり、購入時にポイントが付与されても、経理上、購入金額に影響はない。したがって、業務委託実績報告書の消耗品費の記載において購入時に付与されたポイント分を差し引いていないことが不適切とはいえない。

したがって、要旨ウには理由がない。

## 4 要旨エについて

### (1) 事実関係

要旨ア、イ及びウについて示したとおり、請求人が不正行為と主張する事実は認められない。

### (2) 監査対象事項に対する判断

協会に不正行為が認められないので、要旨エには理由がない。

## 5 意見

監査結果に添えて、次のとおり執行機関に対する意見を付す。

監査において、県機関以外の者が駐車確認印等を長期間にわたり保管し自由に利用してきたことが確認された。県関係公社等であっても、県行政に資する事業の円滑な実施のため必要と主務課が認めたとき以外、県庁外来駐車場の利用は認められない。駐車確認印等の適正管理を徹底していただきたい。

以上

資料

埼玉県職員措置請求書（請求書の本文を記載）

事実証明書（10月6日請求書添付分）

- 1 「知事への提案」調査報告メモ（写し）
- 2 トラスト協会に関して●●●への電話連絡結果（写し）
- 3 会議・照会等報告書（写し）
- 4 写真（写し）
- 5 通信記録（写し）
- 6 写真（写し）
- 7 RE:入会の手続きについて
- 8 みどり自然課による駐車確認印の不正貸与等に係る協会及び協会事務職員の不正行為に関する経緯

事実証明書（10月21日追加提出分）

- 1 契約書（写し）
- 2 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付決定通知書（写し）
- 3 起案理由（写し）

事実証明書（10月28日追加提出分）

- 1 公文書不開示決定通知書（写し）

事実証明書（10月31日追加提出分）

- 1 「駐車印及び時間超過承認印の取扱いについて（通知）」（写し）